

一般廃棄物処理施設設置許可証

令和2年8月5日

住所 ひたちなか市大字津田 2554 番地の2
氏名 勝田環境株式会社
代表取締役 望月 福男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日	令和2年8月5日	許可番号	1-138
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	ごみ処理施設(破碎) 一般ごみ, 不燃ごみ		
設置場所	ひたちなか市大字高野字大房地 1967 番1 外9筆		
処理能力	破碎 102.0 t/日(8時間) (12.75 t/時間)		
許可の条件			
省令第3条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		